

令和6年12月

地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出の  
あった交付税の算定方法に関する意見の処理方針

都道府県分

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 特別交付税 ]  
[ 都道府県分 ]

番号	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
1	継続	岩手県 新潟県	同一地方公共団体が設置する医療機関から医師等の派遣を受け入れる経費に係る財政措置について	同一地方公共団体が設置する医療機関から医師等の派遣を受け入れる経費について特別交付税措置されたい。	採用しない。  医師派遣の特別交付税措置は、自らの努力によって医師・看護師等が十分に確保できない公立病院・診療所からの要請を受けて、経営主体の異なる医療機関からの派遣に要する経費を対象としているところ。 そのため、同一地方公共団体で派遣する場合、どのように医療従事者を配置するかは当該団体の自らの人事として決定しており、通常の人事として行っているものと医師不足による派遣を客観的に切り分けることが困難であるため、採用しない。
2	新規	青森県 岩手県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 新潟県 長野県 静岡県 宮崎県	医師偏在是正に資する修学資金等に要する経費への財政措置について	国において、「医師多数県の定員を削り、医師少数県の定員増に振り向けていく」方向性の議論が展開されていること等も踏まえ、医師少数県等が必要な取組を実施できるよう、措置率の引上げや措置上限額（1億円）の撤廃など措置を拡充されたい。	採用しない。  医師確保対策の財政措置のあり方については、まずは所管省庁である厚生労働省において検討すべきである。
3	継続	茨城県	高病原性鳥インフルエンザ等対策に要する経費に対する財政措置の見直し	家畜伝染病予防法に基づき国の負担金又は補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費の地方負担分及び単独事業における地方負担分について、全額、特別交付税で措置されたい。	採用しない。  家畜伝染病対策に要する経費については、家畜伝染病対策という施策の重要性に鑑み、義務的経費である補助事業については0.8、単独事業については措置率0.5としており、すでに手厚い措置を講じており、全額を措置することは困難である。
4	継続	埼玉県	「消防ヘリコプターの管理運営に要する経費」に係る特別交付税措置について	消防庁貸与機である防災ヘリコプターの維持に係る費用と特別交付税額は大きな乖離があり、消防庁貸与機の維持に係る負担が大きい状況になっている。 したがって、「消防ヘリコプターの管理運営に要する経費」について、満額を交付税措置されたい。	一部採用する。  都道府県において、既存の普通交付税措置の機数を上回り無償使用ヘリを運航する場合は、その管理運営に係る標準的な経費について、特別交付税措置を講じているところであるが、令和6年度において、当該経費を見直し、増額措置することとしている。
5	継続	千葉県	家畜伝染病発生時の防疫対応経費についての特別交付税措置	高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の防疫対応に係る経費のうち、県職員の時間外勤務手当等について、特別交付税で措置されたい。 (県負担が膨大となるため、特別交付税措置が必要)	採用しない。  家畜保健衛生等に要する職員の人件費については、その地方団体の標準的な職員配置に係るものとして、普通交付税において措置されているところ。 なお、高病原性鳥インフルエンザ等に対応するために新たに採用した臨時職員に係る人件費（時間外手当を含む）については、特別交付税措置の対象としている。
6	継続	東京都	特別交付税の算定における都の特例の改善等	都（大都市分）の算定を他の市町村と同様にするよう見直されたい。 都道府県の算定における災害復旧経費及び被災地域の応援経費、物価高騰対策等に係る需用額は、財政状況の如何にかかわらず交付するよう見直されたい。	採用しない。  東京都及び特別区に係る特別交付税の算定については、都と特別区の事務分担が一般の道府県市町村の事務分担と異なっていることにより、普通交付税同様、都区合算により算定することとしている。 全国的にみて、都道府県は市町村と比較して財政規模が大きく安定していることから、市町村分の様に財源超過額との差引きを行わない特定項目を設けていない。このため、災害復旧経費を含め、財源超過額を超える需要がなければ交付しないこととしている。

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 特別交付税 ]  
[ 都道府県分 ]

番号	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
7	継続	滋賀県	県立学校における暑さ対策のための空調設備の導入に要する経費について	近年の記録的な暑さと、平成30年度夏の「災害」とも言われる酷暑の状況において、生徒の健康管理は重要な課題であり、熱中症等の命に関わる問題へ対処するため、一刻も早い県立学校へのエアコン整備が求められた。こうした暑さへの対策としての空調整備については、小・中学校を中心に財源措置がなされているが、県立高校においては具体的な財源措置がない中、整備には多額の経費を要しており、特別交付税で措置されたい。	採用しない。  都道府県立高等学校における空調施設整備に対する財政措置の必要性については、まずは所管省庁である文部科学省において検討が必要。
8	新規	奈良県	重要文化財等の保存等に要する経費における算定方法（算入率、単価）の見直し	埋蔵文化財の発掘調査等に係る経費にかかる算入率及び、国・県指定有形文化財の保存等に係る経費にかかる算定基礎単価について見直しをされたい。	一部採用する。  文化財の特別交付税の算定については、限られた財源をより効果的に配分するため、区分ごとに算入率を設けているところ。 また、文化庁の文化財保護に係る国庫補助事業の区分を踏まえ、その区分ごとの地方負担の全国平均に基づき設定した単価を用いて、標準的な経費を算定しており、今年度、単価改定を行ったところ。
9	新規	熊本県	赤潮被害対策に要した経費に係る特別交付税措置率の拡充	赤潮被害対策に要した経費の特別交付税措置率について、0.5から、被災水産業者対策に要した経費並みの0.8への増高等、最大限の拡充を検討されたい。	一部採用する。  令和6年度補正予算において、地方団体が主体的に赤潮被害軽減に向けた施設整備を行う場合には、その取組に要する費用を支援する補助事業（補助率：1/2）が創設され、その地方負担については、補正予算債（地方負担額の100%に地方債を充当し、その元利償還金の50%を交付税措置）の充当により対応することとしている。 なお、単独事業として実施する赤潮被害対策に要した経費については、その施策の重要性に鑑み、単独事業の一般的な措置率0.3より高い0.5を設定しているところであり、他の項目とのバランスからも適切な水準と考えている。
10	新規	宮崎県	不採算地区に所在する病院に対する特別交付税措置の単価の見直し	病院事業会計に対する繰出金等に係る交付税算定額が繰出基準額と乖離していることから、不採算地区に係る単価について、物価高等を考慮した更なる見直しを行われたい。	採用しない。  不採算地区病院に対する財政措置については、コロナ禍の影響が縮小して以降も、患者数の減少による収益減、職員給与費や材料費等の費用増により厳しい経営が続いていることや医師の働き方改革が経営に与える影響等を踏まえ、特別交付税の基準額引上（30%）措置を令和6年度も継続しているところ。
11	新規	宮崎県	医師の確保対策に要する経費に対する繰出金に係る特別交付税措置	医師不足にあたり、医師の確保を図る上で県立病院の役割が大きくなっていることから、地域の医師確保に係る研修医の受入れに要する経費に対する繰出金について特別交付税で措置されたい。	採用しない。  病院事業に要する経費については、本来、診療報酬で賄うべきものであり、その最たるものが人件費である。 なお、研修医も含めた医師の派遣に要する経費については、派遣元が負担している派遣期間中の職員給与と費相当分について特別交付税措置の対象としているところ。

令和6年12月

地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出の  
あった交付税の算定方法に関する意見の処理方針

市町村分

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 特別交付税 ]  
[ 市町村分 ]

番号	新規・継続	団体名		事項名	意見の内容	処理の方針（案）
1	継続	北海道	帯広市	公的病院等に対する運営助成に係る特別交付税算定方法の見直し（拡充）	公的病院等への運営助成に対する特別交付税措置について、公立病院と同等の役割を担っているにもかかわらず、公立病院への運営助成に対する交付税措置との間に不均衡があり、自治体財政に大きな影響を与えていることから、措置率0.8の引き上げや財政力補正を適用しないなど、算定方法を改めて見直されたい。	採用しない。 公的病院に対する特別交付税措置について、措置率は、災害復旧などの特別交付税の他の算定項目と同水準の8割としている。 財政力補正については、限られた特別交付税の総額を全地方団体に衡平に交付するため、財政力に応じて一定の割り落としを行うものである。
2	新規	宮城県	仙台市	指定都市に対する財政力補正や他市町村と異なる算入率の見直し	指定都市であるという理由で、財政力補正や他の市町村と異なる算入率が適用されていることから、実態に即した算定方法に見直されたい。	採用しない。 項目によって、財政力補正や他の市町村と異なる算入率を設けていることは、限られた特別交付税の総額を全地方団体に衡平に交付する観点から行っているものであり、一定の合理性があるものである。
3	新規	栃木県	那須町	診療時間による算定区分の見直し	地域の初期救急医療を担う休日夜間急患センターの運営には、診療時間の多寡にかかわらず、特別の財政需要が生じるものであり、診療時間による下限を設けることなく、当該施設の運営費を負担している団体に対して特別交付税で措置されたい。	採用しない。 令和3年度に、令和6年度から医師の時間外労働規制が開始されること等を踏まえ、本財政措置に係る診療時間の下限の見直しを行ったところ。 今後、本センターの運営に関わる制度改正があった場合などには、その運営に支障が生じないよう対応を検討する。
4	新規	新潟県	上越市	消防団員の報酬に要する経費の特別交付税措置の見直しについて	消防団員の訓練等出勤報酬について、年額報酬と同様に、普通交付税を上回る経費に対し、特別交付税措置を講じるように見直しをされたい。	採用しない。 消防団員の訓練等出勤報酬については、年額報酬のように各団体や各階級において財政需要が大きく異なるものではなく、標準的な措置として、基準財政需要額に適切に算入している。
5	新規	愛知県	名古屋市	令和6年能登半島地震にかかる被災地域の応援に要した経費について	被災地域の応援等に要する経費に係る算入率は、熊本地震における発災年度以降の算入率が8割であったことに鑑み、同様の取扱いとなってもやむを得ないものと考え、大規模な災害の被災地域に対する支援経費であり、支援する団体の住民サービスでもないことを考慮すると、要した経費の全額が算入されるべきものであると考える。	採用しない。 限られた特別交付税の総額を衡平に交付するため、経費の全額を措置するのは困難であるが、被災地域の応援等に要する経費については、災害関連経費であることに鑑み、最も手厚い8割の措置を講じているところである。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 特別交付税 ]  
[ 市町村分 ]

番号	新規・継続	団体名		事項名	意見の内容	処理の方針（案）
6	継続	京都府	京都市	文化芸術立国の推進に関する財政需要の適切な反映について	文化財が多い地域においては、埋蔵文化財の発掘調査を含め、文化財の保存・活用について多額の経費を要しているが、指定都市は特別交付税の算定において一律に係数が乗じられており、必要額が十分に算入されていないため、財政力の弱い団体に重点的に措置するのであれば、一律の係数ではなく財政力指数を用いた算定式とし、財政需要に対し適切に措置されるよう検討されたい。	採用しない。  埋蔵文化財の発掘調査に要する経費等に関する団体区分別係数は、限られた特別交付税の総額を全地方団体に衡平に交付する観点から行っているものであり、一定の合理性があるものである。
7	継続	京都府	京都市	財政力指数の適切な算定について	特別交付税の算定に用いられる財政力指数は、基準財政収入額を臨時財政対策債を除く基準財政需要額で除していることから、臨時財政対策債を含む基準財政需要額で除するよりも高い指数となり、適切な算定がなされていない可能性がある。 臨時財政対策債の元利償還金については、普通交付税で全額算入されていることは承知しているが、より実態に即した財政力指数を採用するよう検討されたい。	採用しない。  当該年度の財源不足額を算出する際に用いる基準財政需要額は、地方交付税法上、臨時財政対策債振替相当額を控除したものとしており、これに基づいて算出した財政力指数も適切であると考えます。